

新型コロナウイルス対策に関する各局区の対応状況
 (報告期間： 令和4年4月27日 ~ 令和4年7月15日)
 ※継続している取組の再掲を含む

部局名	対応内容
対策本部	<p>○第49回対策本部会議の実施 (R4/5/19)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の医療体制について情報共有し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について決定した。
総務企画局	<p>○業務執行体制確保に向けた検討・取組 (再掲含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ本部から新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制の確保についての通知があり、以下の対応を実施した。(R4/1/14) <p>(1) 接触機会低減、職場内感染防止対策など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時差勤務の活用 ・在宅勤務の活用 ・局長説明時の人数制限の再徹底 ・研修、市民向けイベントの中止、又はオンラインへの切替え ・会議等を書面実施へ切替え ・外部の方との打合せをオンラインへ切替え ・バス利用が必要な職場における、混雑時間帯の乗車回避 (時間をずらす、徒歩に切替えるなど) ・同じ職場の職員同士で昼食をとることを控える。昼食の分散取得 (時間、場所) など。 ・全庁に定期的な換気を促すため、庁内放送を1日1回から4回 (午前2回、午後2回) に増やした。 <p>(2) 体調管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出勤時の体調確認 (検温等) の再徹底 ・風邪症状がある場合、休みを取りやすくするよう職場へ再周知 (無理しない。医療機関を受診する。) <p>(3) 勤務体制関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・答弁調整におけるマイクロソフト「teams」の活用 ・業務の優先順位の確認。テレワーク用PCがなくても在宅で行える業務の検討を実施予定 ・年度末までの業務を洗い出し、優先順位をつけた。また、部内で応援体制が組めるよう、業務内容等の確認を行った。 ・係内の業務マニュアルを最新版に更新 (出勤できない同僚を別担当がフォローできるように)
財政局	<p>○市内中小企業者への優先発注の徹底の周知 (再掲含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注に当たり、より一層の市内中小企業者への受注機会の増大に努め、優先発注に取組むとともに、「補助金等交付事業に係る市内中小企業者への優先発注に向けた基本方針」に基づく優先発注について徹底するほか、出資法人、PFI事業及び指定管理施設においても本市と同様に取組むことを

	<p>周知徹底するよう、庁内各局に通知した。(R2/3/25、8/28、10/23、R3/2/12、7/8、10/7、R4/3/8、5/9)</p> <p>○局内連絡体制の再周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体調不良により、出勤を見合わせる場合等における、局内連絡体制の再周知及びサービスの取り扱いについて通知を発出した。(R4/4/25)
<p>市民文化局</p>	<p>○各種証明書の交付手数料の免除適用状況（令和2年5月15日から適用開始）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用件数 27,895 件（行政サービスコーナー等を含む） ※令和4年5月末現在の累計(参考)18,042 件(R2) 7,702 件(R3) 2,151 件(R4) <p>○活動の場が制限されている文化芸術の担い手等に対する支援（再掲含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの感染拡大により、活動の場を制限されている文化芸術の担い手等を支援するとともに、市民が文化芸術に触れる機会を提供するため、「文化芸術活動奨励金」制度により、「Youtube 川崎市文化芸術応援チャンネル」で発信する文化芸術作品や子ども向けコンテンツ（動画）を募集し、奨励金を交付した（交付件数 247 件（588 人）。(令和2年7月28日から動画公開) ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、公演や展示等を実施することが困難な状況が続く中、市内の文化芸術活動を支援し、市内文化芸術施設の利用促進と市民の文化芸術を鑑賞する機会の増加を図るために、文化芸術公演等の主催者に対し、会場使用料等の助成を行っている。 （募集期間：令和4年3月15日～令和5年2月28日）
<p>経済労働局</p>	<p>○金融支援（再掲含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融課・溝口事務所、市信用保証協会における融資相談件数 23,433 件（R4.7/13 時点） ・金融課・溝口事務所におけるセーフティネット・危機関連保証等の認定件数 13,288 件（R4.7/13 時点） ※危機関連保証（R3.12/31 指定期間終了） ・信用保証料ゼロ・実質無利子の融資制度を R2.5 月に創設 8,475 件（R3.5 月融資実行分にて終了） <p>○事業環境の整備（再掲含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク環境を新規導入、拡張する市内中小企業に対し、環境整備に係る設備導入、初期設定等に必要なコンサルティング費用を助成（テレワーク導入促進補助金 R2:66 件終了） ・「新しい生活様式」に対応した職場環境構築のために必要な設備（サーマルカメラ、アクリルパネル設置等）の導入等に対する助成（職場環境改善支援補助金 R2:149 件 R3:申請 594 件） ・海外への電子商取引に係る取組や海外事業者とのオンライン商談、海外展開に向けたデジタルコンテンツ作成等に対する支援 （コンテンツグローバル化促進事業補助金 R2:35 件、R3:25 件、R4:申請 7 件 R4.7/13 時点） （グローバル展開支援事業補助金 R2～3：22 件、R4:申請 9 件 R4.7/13 時点） （越境 E C 専門家相談件数 R2～R3:47 件終了） ・感染症に関わる検査や治療、感染症予防製品等の研究開発に取り組む市内中小企業等への支援

（「新しい生活様式」対応研究開発補助金 R3: 5件）

- ・ICT活用など「新しい生活様式」への対応に資する取組や医療分野等への新規参入、販路開拓などを支援（ポストコロナ型新分野参入促進事業 R3: 10件）
- ・テレワークの促進と市内宿泊施設の支援を目的に、市内在住、在勤者（デユース利用）や、県内在住者（宿泊利用）が市内宿泊施設でテレワークをする際の利用料金の補助を実施（市内宿泊施設テレワーク利用促進事業）（実施期間：デユース利用 R3.4.28-R4.2.28、R4.4.1-R4.7.31（予定）、宿泊利用 R3.11.15-R4.2.28）
- ・感染拡大防止と経済活動の両立を図り、「新しい生活様式」に対応した働き方を促進する目的でテレワーク環境整備事業を実施し、産業振興会館にテレワークやオンライン会議等が実施可能な「かわさき生産性向上支援スペース SAKURA LABO」を R3.8 月開設（延べ利用者数 2,798 名 R4.7/13 時点）
- ・リモートによる会議や商談等を行うための環境を整備するため、市の産業支援施設 3 施設にモニター等 IT 設備を令和 3 年 2 月設置（延べ利用件数 835 件 R4.6.30 時点）
- ・市内中小製造業等のデジタル化に向けて、デジタル技術に関するセミナー、専門家による伴走支援等を実施（中小製造業等デジタル化対応支援事業）

○商業・サービス業支援

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により売上が大幅に減少している飲食店や生活関連サービス等における消費を促すとともに、新しい生活様式やデジタル化促進への対応として「川崎じもと応援券」（第 3 弾）を電子商品券により発行

	第 3 弾	【参考】	
		第 2 弾	第 1 弾
発行総額	48 億円 (販売額 40 億円 プレミアム分 8 億円)	約 60 億円 (販売額約 50 億円 プレミアム分約 10 億円)	約 113 億円 (販売額 87 億円 プレミアム分約 26 億円)
発行冊 (セット)数	40 万セット 279, 246 セット販売 (令和 4 年 7 月 12 日時点)	50 万冊発行 496, 282 冊販売	87 万冊発行 867, 176 冊販売
発行形態	電子商品券	紙商品券	紙商品券
1冊(セット) あたり構成	1セット 10,000 円の電子商品券(12,000 円分)を 10,000 円で販売	1冊 1,000 円×12 枚の応援券(12,000 円分)を 10,000 円で販売	1冊 1,000 円×13 枚の応援券(13,000 円分)を 10,000 円で販売
利用期間	令和 4 年 7 月 4 日～ 令和 4 年 12 月 31 日	令和 3 年 7 月 16 日～ 令和 4 年 3 月 31 日	令和 2 年 7 月 20 日～ 令和 3 年 5 月 31 日
登録店舗数	※4,211 店舗 (令和 4 年 7 月 15 日時点)	※5,785 店舗 (令和 4 年 6 月 30 日時点)	※5,454 店舗 (令和 3 年 5 月 31 日時点)

- ・感染症拡大により、収入が減少した市内農園の経営継続を支援するため、観光農園及び周辺施設のマップ、ホームページ、動画を作成（観光農園情報発信事業）
- ・感染症拡大により、新しい生活様式等への対応が求められていく中で、デジタル技術の活用を促すための講習会の実施や、デジタル技術を活用した非接触型のサービスの導入や新たな販路開拓、イベント等の新たな取組をおこなう市内商業者を支援（商業者デジタル講習会事業 申込 8 件 R4.4/25 時点）

	<p>(商店街等デジタル化モデル事業補助金 申請 24 件 R4.4/25 時点)</p> <p>○市場（食料品等の安定供給確保）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卸売市場における売上が減少している場内事業者への施設使用料等の猶予 <p>○離職者向け支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IT スキル等の習得に係る e ラーニング講座の実施、インターンシップを通じた求人企業とのマッチング等により正社員としての就職を支援する「就業スキル向上・職業体験支援事業」を実施 (R4.6 月求職者申込受付終了)
健康福祉局	別紙「健康福祉局 令和4年7月15日時点報告書」参照
こども未来局	<p>○保育所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍において保育所等の入所を希望する保護者等があらかじめ保育所等の見学等が十分にできない状況に配慮し、「保育所等の動画閲覧サイト」を作成 (R4.3 月～) <p>○幼稚園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、認定こども園で濃厚接触者や感染者が発生した際に、連絡票を受け取り、休園の判断のため保健所と連携し対応している。 <p>○母子保健・家庭支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査等を再開し、延期対象となった方に受診のご案内を発送 (R2/6/15～) ・オンラインでの両親学級を開始 (R2/5/24～) ・(国) 子育て世帯生活支援特別給付金 <ul style="list-style-type: none"> ひとり親世帯分：支給済件数 R3 年度 6,096 件 (R4/6/29 時点) R4 年度 5,485 件 (R4/6/28 時点) その他世帯分：支給済件数 R3 年度 7,771 件 (R4/6/29 時点) ・新型コロナウイルスに対して不安を抱える妊婦へのウイルス検査費用補助を開始 (R2/10/1～) <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度 件数 719 件 令和3年度 件数 1,485 件 令和4年度 件数 219 件 (R4/6/30 時点) <p>○業務執行体制確保に向けた検討・取組（再掲含む）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 研修・会議等の中止または開催手法の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・管理職会議をはじめ、区や事業所、関係機関との会議や研修等について、内容を精査し、中止または開催手法の見直し (WEB 会議や書面開催) を行い、開催等に伴う準備作業等業務の縮減を行う。 (2) 監査業務の実地から書面への切り替えによる実施を検討 (3) 平日夜間・休日の連絡体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・平日夜間・休日の新型コロナ関連での緊急対応にかかる連絡体制の構築 (R2～)

<p>建設緑政局</p>	<p>○生田緑地における感染対策（再掲含む）</p> <p><全体></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページへの掲載や生田緑地内への掲示により、利用者に対し、屋外においても「咳エチケット（マスク着用）」、「手洗い」、「密集を避ける」等、利用ルールとして周知した。 ・例年7～8月の夏休み期間中に実施している「生田緑地スタンプラリー」について、R3年度は接触機会の低減のため、「生田緑地クイズラリー」として、掲示されているキーワードを集める形で実施。 <p><中止したイベント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サマーミュージアム（8月下旬）⇒スプリングミュージアムとしてR4/3/26に代替イベントを実施。 ・R2～4年度、密を避けるためホタルの出現時期に合わせ、ホタルの里に通じる園路にフェンスを設置して閉鎖した。また、R3、4年度は事前申し込みにより人数を制限して感染症対策を徹底し「ホタルの国 臨時鑑賞会」を行った。 <p>○業務執行体制確保に向けた検討・取組</p> <p>（2）一部の窓口業務における接触機会の低減に向けた取組について（R3/4/21以前から実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前相談を原則、メール及び電話による対応を実施。 ・手続き（メールや郵送対応等）や協議については、事前相談時に調整。 ・窓口対応が必要な場合は事前に日程調整を行う。
<p>港湾局</p>	<p>○感染拡大に備えた港湾局の対応の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行に支障のない範囲でのテレワーク、時差勤務の積極的利用、休暇取得の推進 ・応援職員の受け入れた場合の速やかな業務引継ぎのために業務の棚卸、マニュアルの整備・確認 ・市BCP発動の可能性を考慮した業務の縮小・廃止の検討 ・外部者との面会の縮小（面会の必要性の検討、少人数対応） ・会議時間や人数の縮小（書面会議、リモート会議の対応、または延期） ・感染症対策の徹底
<p>川崎区</p>	<p>○業務執行体制確保に向けた検討・取組（再掲含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ本部から新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制の確保についての通知があり、以下の対応を実施した。 <p>（1）必要な業務の精査の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区部長会議で「新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制の確保について（通知）」の再度の伝達と対応指示（R4/1/12） ・区部長会議で新型コロナウイルス感染状況の情報共有及び衛生課応援体制の確認（R4/1/12・R4/1/19・R4/1/26・R4/2/2・R4/2/9・R4/2/24・R4/3/2・R4/3/16・R4/3/23・R4/3/30・R4/4/1・R4/4/13・R4/4/20・R4/4/27・R4/5/11・R4/5/18・R4/5/25・R4/6/8・R4/6/15・R4/6/22・R4/7/6・R4/7/13）
<p>中原区</p>	<p>○業務執行体制確保に向けた検討・取組（再掲含む）</p> <p>区役所応援体制の構築に向けた取組（R4/1/17～）</p> <p>患者発生状況・衛生課勤務体制等について区本部メンバーで週1回共有（R4/4～）</p> <p>第7波への対応として、区役所内の応援体制を強化（R4/7/14～）</p>

	<p>○職員（及び来庁者）の感染防止に向けた取組（再掲含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的対処方針に基づき、マスクの正しい着用と、換気の徹底を改めて区役所内に周知 ・ 在宅勤務や時差出勤の積極的活用のほか、打合せにおけるオンラインの活用 ・ 記載台、窓口カウンター、イス、アクリル板、発券機等の消毒及び消毒液を設置 ・ 面接室内の換気 ・ 相談時の感染対策徹底 ・ 職員への感染防止対策の周知 ・ 職場及び共有部分での感染防止対策
高津区	<p>○高津区本部の活動状況（再掲含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区本部会議を開催（R2/4/30、5/8、5/21、5/25、6/9、7/8、7/30、8/19、9/16、10/21、11/11、12/23、R3/1/6、1/13、1/28、2/10、2/17、3/5、3/19、3/31、4/14、4/19、5/10、5/28、6/18、7/9、7/30、8/16、8/31、9/30、12/24、R4/1/20、2/10、3/17、5/19）計50回 ・ 区内職員向け、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営研修を開催（R3/11/10） + 風水害対応研修内でも同様の講義を実施（R3/5/26、5/28、R4/5/16、5/17、5/23、5/24） ・ 局内の応援体制（第6波）の確保（R4/1/17～） <ul style="list-style-type: none"> ・ 応援ローテーションの作成 ・ 応援職員による発生届の処理等 ・ 応援職員への業務レク ・ 疫学調査用ファイルの作成
宮前区	<p>○宮前区本部の活動状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風水害時避難所開設研修において、区役所各課に対し新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設説明会を行った。（R4/5/31） <p>○継続実施の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口のパーテーションの設置 ・ 職員自席でのパーテーションの設置 ・ 研修、区民向けイベントの中止、オンライン参加などの手法の見直し ・ 関係団体、外部業者等との打合せをオンラインへの切り替え ・ 換気を促す庁内放送の実施 ・ 全市の患者搬送業務執行体制の確保のため、待機室、駐車場の確保 ・ 管理職会議等を通じ感染状況に応じた執行体制や、職員の体調管理、勤務体制などの周知 ・ 職員休憩室にパーテーションの設置及び、黙食の徹底を周知 ・ 衛生課の執行体制確保のための執務スペースの調整 ・ 応援職員用のマニュアルの作成・随時更新・事務フローの見直し ・ 区役所内の応援体制の整備 <p>○業務執行体制確保に向けた検討・取組</p> <p>(2) 区役所内応援体制の整備</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所内応援体制の終了（R4/6/27）
多摩区	<p>○多摩区本部の活動状況（再掲含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区本部会議を開催（R2/6/10、7/8、7/29、8/19、9/16、10/21、11/11、12/22、R3/1/6、1/8、1/13、1/28、2/5、2/17、3/5、3/19、3/31、4/14、4/19、5/10、5/28、6/18、7/9、7/30、8/17、8/31、9/30、12/24、R4/1/20、2/10、3/17、5/19） <p>○業務執行体制確保に向けた検討・取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参議院議員通常選挙に係る期日前投票・投開票において、感染防止対策を考慮して事務を遂行した。（R4/6/23～7/10） ・区職員を対象に、新型コロナウイルス感染症を踏まえた風水害時の避難所運営研修を実施した。（R4/7/4） ・区部長会議・区管理職会議において、情報共有を行っている。（随時）
麻生区	<p>○麻生区本部の活動状況（再掲含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第44回～第59回区本部会議を開催（R3/4/14、R3/4/19、R3/4/27、R3/5/11、R3/5/28、R3/6/18、R3/6/29、R3/7/30、R3/8/18、R3/8/31、R3/9/30、R3/12/24、R4/1/20、R4/2/10、R4/3/17、R4/5/19） <p>○業務執行体制確保に向けた検討・取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ本部から新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制の確保についての通知があり、以下の対応を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・毎回の区部長会議・区管理職会議において、情報共有を行っている。（随時） （3）感染防止対策の取組み <ul style="list-style-type: none"> ・各課における感染症対策用品の不足状況を確認し、必要に応じて追加配備を行っている。（随時）
市民オンブズマン事務局	<p>○オンライン会議を活用した感染防止対策（出席者数の低減）の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民オンブズマンにおけるヒアリング調査について、オンライン会議（webex）の併用を試行実施するとともに、人権オンブズパーソン主催のパーソン会議等について、オンライン会議（webex）を併用した。（R4/2～）
会計室	<p>○会計事務研修等における研修環境の感染防止対策の取組み（R2～実施）（再掲含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計事務研修及び総合財務会計システム操作研修の実施にあたり、例年より研修日の日数を増やし、1回あたりの受講者数を減らすことで人数の分散を図った。 ・研修の実施にあたり、マスク着用等の感染症予防に係る注意喚起をし、研修会場の入口にアルコール消毒液を設置した。 <p>○在宅勤務の積極的な活用</p>
上下水道局	<p>○水道料金及び下水道使用料の支払猶予</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により水道料金及び下水道使用料の支払いが困難なお客さまに対し、最長4か月の支払猶予を実施した。また、支払猶予期間における延滞金及び遅延損害金及び延滞金を免除した。（R2/3～）

	<p>○感染症拡大防止策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症防止対策として事業所の「換気の悪い密閉空間」を改善することを目的に、換気が十分に行われているかどうかを確認するための有効な方法として二酸化炭素濃度測定器を導入した。(R 4/1～) <p>○オンライン会議を活用した感染防止対策(会場の分散化)の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン会議を活用し、他都市との会議等でなるべく接触機会を減らすことで感染対策を実施している。 <p>○継続実施の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確実な業務継続に向けて抗原検査キットを調達した。 ・市民等の来庁対応課所場においてはパーテーションを設置し、感染の予防を図っている。 <p>○感染症拡大防止策を講じたイベントの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パーテーション、アルコール消毒液による手指の消毒、検温、物販や配布、参加型実験コーナーなどで順番待ちの列を含めた会場内の間隔の確保を行いながら、かわさき水祭りを開催する予定。 														
<p>病院局</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症患者の受入(再掲含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎病院では、「神奈川モデル」における高度医療機関及び重点医療機関として、また井田病院及び多摩病院では重点医療機関として、新型コロナウイルスの拡大状況に応じて、一般病床の一部休床によるスタッフの配置転換などを行い、フェーズに応じた病床体制を増強・確保してきた。 <p> «県による病床確保 災害特別フェーズ(最大)における確保病床数»</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">川崎病院</td> <td style="padding-right: 20px;">62床(重症26床含む)</td> <td rowspan="3" style="font-size: 3em; padding: 0 10px;">}</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">市立3病院合計190床</td> </tr> <tr> <td>井田病院</td> <td>92床</td> </tr> <tr> <td>多摩病院</td> <td>36床</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・救急やがん、小児、周産期など地域における重要不可欠な医療を提供しながら、新型コロナウイルス感染症患者の受入れも積極的に行ってきた。特に川崎病院では救命病棟全床のコロナ転用や一般病床の変更を含め21回(令和4年1月時点)行い、また、井田病院においても、結核病棟全床と一般病床を転用するなどして、コロナ対応と救命医療の両立のため、きめ細やかな対応を行っている。 <p> «これまでの新型コロナウイルス感染患者受入れ数»(R4.5月末まで)</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">川崎病院</td> <td>773名(うち重症257名)</td> </tr> <tr> <td>井田病院</td> <td>1,152名</td> </tr> <tr> <td>多摩病院</td> <td>739名</td> </tr> </table> <p>○川崎病院 DMAT 隊員の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内医療機関からのコロナ陽性患者の搬送先及び搬送手段の調整等のため、県及び市医療調整本部へDMAT 隊員の派遣を行った。(R2/2～) <p>○ワクチン接種への対応(R3/3～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉局や関係団体と連携し、医療従事者(自院を含む約1万人)及び在宅系の介護従事者(約1,800人)の1回目及び2回目のワクチン接種の対応を市立3病院で行った。県のシステム構築の遅れにかかわらず、医療従事者接種の重要性を鑑み、事前に歯科医団体や薬剤師団体を通じて、独自手法により早い段階から、迅速に対応した。 ・市民へのワクチン接種の対応として、各区における集団接種会場へ医師等スタッフの派遣を行うとともに、市立3病院において個別接種を実施した。 	川崎病院	62床(重症26床含む)	}	市立3病院合計190床	井田病院	92床	多摩病院	36床	川崎病院	773名(うち重症257名)	井田病院	1,152名	多摩病院	739名
川崎病院	62床(重症26床含む)	}	市立3病院合計190床												
井田病院	92床														
多摩病院	36床														
川崎病院	773名(うち重症257名)														
井田病院	1,152名														
多摩病院	739名														

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3回目接種についても、医療従事者等を対象として令和4年2月以降実施している。 <p>○新型コロナウイルス感染患者の受入対応（R4/1～）（再掲含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年1月以降は、神奈川県との協定に基づき1月6日付けの病床確保フェーズを「1」から「3」へ引き上げる依頼により、川崎病院は1月20日より、井田病院1月8日より確保病床の拡大及び医療スタッフの受入体制の整備を行った（多摩病院はフェーズの変更に伴う病床数の変更なし）。（R4/1/14） ・ 1月21日、さらに県通知により病床確保フェーズを「3」から「災害特別フェーズ」に引き上げられ、市立3病院とも確保病床を拡充した。（R4/3/14） ・ 3月18日、病床確保フェーズが「4」に引き下げられたため確保病床を調整した。 ・ 4月7日、病床確保フェーズが「3」に引き下げられたため確保病床を調整した。 ・ 4月21日、病床確保フェーズが「2」に引き下げられたため確保病床を調整した。 ・ 6月13日、病床確保フェーズが「1」に引き下げられたため確保病床を調整した。 ・ 7月13日、県通知により病床確保フェーズを「1」から「3」に引き上げられ、確保病床を拡充することとした。
<p>消防局</p>	<p>○新型コロナウイルス罹患者の移送業務への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内で罹患者が発生し、民間の救急で対応できない場合に、消防局員で非常用救急車等による移送を実施（R2/3/6～）※R4/7/15 現在 932 人を移送 <p>○非対面による火災予防広報の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 春・秋の火災予防運動において、一部の消防署において地域の事業所と協力して無人の広報コーナーを設置、デジタルサイネージや大型ビジョンによる広報を行うなど非対面による火災予防広報を実施した。（R2/11/9～） <p>○講習会における感染防止対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物に係る講習会において、人数制限や講習時間の短縮を行い、人との間隔を保ち、こまめな換気等、三密（密閉、密集、密接）の回避により実施。 ・ 会場内の飲食禁止、原則としてマスク着用、演壇に飛沫防止用のアクリル板を設置する等の飛沫防止、来場時の検温及び手指消毒や手洗いを励行するなど感染防止に努めるよう事前周知した。（R3/6/8～） <p>○オンライン申請の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非接触を念頭においた市民サービスのため、予防業務に係る申請、届出等の一部について、LoGoフォームによるオンライン申請を開始した。（R3/12/23～）
<p>教育委員会事務局</p>	<p>○イベント自粛期間中の市立図書館および博物館施設の対応（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6月10日(水)からは書架スペースへの利用者の立ち入りを再開し、棚から本を選んで借りることを可能とした。（6/1）7月1日(水)から 館内での新聞・雑誌の閲覧、閲覧席やベンチの利用、利用者用インターネット端末の利用を再開し、席数は密を防ぐために半分程度としているもの

の、ほぼコロナによる休館以前のサービスに戻した。(お話し等のイベントも令和4年1月から再開) (R2/6/23)

- ・川崎市在住・在勤・在学者への「有料宅配サービス」の本格実施 (R4/4/1)

○【報道発表】まん延防止等重点措置下における市立学校の教育活動等について (再掲)

1 教育活動全般について

- ・市立学校においては、子どもの学びを最大限確保することを前提に、感染防止対策を徹底した上で、おおむね通常の教育活動を継続して実施する。
- ・通学に公共交通機関を利用している高等学校全日制及び中高一貫教育校は、引き続き、朝の時差通学を実施する。また、高等学校定時制及び特別支援学校については学校や児童生徒の状況を踏まえ、適切に対応する。
- ・感染の不安があり、登校を控えることを希望する場合については、引き続き、欠席扱いとはせず、出席停止・忌引き等の日数として取り扱う。
- ・登校を控えることを希望する児童生徒に対しては、GIGA 端末を活用するなど、健康観察を含めた児童生徒との対話時間の確保に努めるとともに、学習課題の提示や学習成果の回収等の学習支援及び家庭での学習状況の把握などの対応を、保護者と協議した上で行う。なお、GIGA 端末については、昨年発生した発熱等事案にかかる製造事業者の点検が終了した学校から、順次持ち帰りを可とする。

2 校外学習について

(1) 修学旅行・自然教室等の宿泊行事

- ・目的地の感染状況、関係自治体の方針を把握するとともに、市内、校内等の感染状況を確認し、感染防止対策を徹底した上で、実施する。
- ・実施日前に、本市または目的地において感染状況が悪化し、再度緊急事態宣言が発出されるなどして、その解除が実施日までに見込まれない等の場合は、中止又は延期とする。(緊急事態宣言期間中の修学旅行、自然教室等の宿泊を伴う行事については、感染拡大防止の観点から、延期又は中止とする。)

(2) 校外行事

- ・県外への移動を伴う活動は中止または延期とする。
- ・県内の移動も含め、できるだけ公共交通機関の利用を避け、やむを得ず公共交通機関を利用する場合には少人数のグループでの利用とする。

3 部活動について

- ・「川崎市立学校の部活動に係る方針」に準拠し、各学校の方針に基づいて活動。
- ・中学校では、県大会や県コンクール等の上位大会等及びそれにつながる予選会等を除き、校外活動は実施しないこととする。
- ・高等学校では、平日のみ4日以内の活動とし、校外活動は実施しないこととする。ただし、大会等に参加する場合には、2週間前から通常の活動を認めることとする。

4 市立川崎高等学校附属中学校の適性検査について

- ・市立川崎高等学校附属中学校の適性検査については、感染防止対策を講じた上で、予定どおり令和4年2月3日(木)に実施する。(R4/1/20)

○まん延防止等重点措置下における市立学校の対応について (通知) (再掲)

- ・おおむね通常の教育活動を継続実施しながらも、感染の拡がりが予想される『接触場面』を極力つぐらないよう、一部の教育活動（場面）については、これまでの感染防止策を改めて徹底するとともに、当面の間について活動を見合わせる、見直す、別の活動に代替する等の工夫を各学校に依頼。ガイドライン本編の発出に先んじて、「市立学校における教育活動ガイドラインについて概要版（令和4年1月27日時点）」を発出し、各学校に特に配慮する事項や場面について各学校に依頼。
- ・感染防止の取組の一つとして各学校から改めて各家庭に協力を依頼することを想定し、参考例を作成し、各学校に通知。（R4/1/27）

○「市立学校における教育活動ガイドラインについて」の改訂について（再掲）

- ・オミクロン株はこれまでとは異なり、感染力が非常に強く、児童生徒への感染の拡大が急速に進んでいる状況ではあるが、市立学校の教育活動では、感染防止対策を徹底した上で、おおむね通常の教育活動を継続実施することとし、「市立学校における教育活動ガイドライン」（令和4年1月27日時点）を発出し、教育活動、教育課程、学校行事、部活動等について内容を更新。（R4/2/2）

○業務継続計画の周知と見直しの取組（再掲）

- ・令和4年1月7日付け3川総危第1373号を受け、電子文書施行により新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制の確保について周知し、検討・取組を依頼した。（R4/1/7）
- ・部室長会議で令和4年1月7日付け3川総危第1373号を配布し、新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制の確保について周知し、検討・取組を依頼した。（R4/1/11）
- ・教育委員会事務局業務継続計画（令和2年4月策定）について、電子文書施行により再度周知するとともに、その後導入されたテレワーク用端末の活用等を踏まえ、業務実施手順、必要な人員数・勤務ローテーション等の見直しを改めて検討するよう局内で対応中である。（R4/1/12）

○職員の感染防止対策の継続（再掲）

（1）職員の感染防止対策についての周知

- ・令和4年1月7日付け3川総危第1373号を受け、同日、改めて局内に令和3年9月30日付け3川総危第895号「緊急事態宣言解除後における本市行政運営方針」及び令和3年10月1日付け3川総労第139号「緊急事態宣言解除後における職員に関する措置の取扱いについて（通知）」を電子文書施行により周知した。（R4/1/7）
- ・部室長会議で令和4年1月7日付け3川総危第1373号を配布し、新型コロナウイルス感染拡大に備え職員の感染防止対策について周知した。（R4/1/11）

（2）GIGA端末を活用した感染防止対策の取組

- ・部室長会議について、総合教育センターはすでにオンラインで参加していたが、完全にオンラインでの実施とした。（R4/1/27～）
- ・学校との打ち合わせ、教職員向けの研修について、オンラインで実施している。
- ・今後、積極的な活用を周知し、会議だけでなく、庁内の小規模な打ち合わせやミーティングについてもオンラインでの実施を順次拡大していく。

（3）その他

- ・室内の換気対策のため、各職場にサーキュレーターを設置した。
- ・執務室内にアクリル板を設置した。

○【報道発表】3月22日以降の市立学校の教育活動等について（再掲）

- ・令和4年3月21日（月）をもって、神奈川県を区域とする新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置が解除されることとなり、今後の市立学校の教育活動については、引き続き感染防止対策を徹底した上で、次のとおり実施していく。

【基本的な考え方】

- ・市立学校においては、子どもの学びを最大限確保することを前提に、感染防止対策を徹底した上で、おおむね通常の教育活動を継続して実施する。
- ・感染への不安等、やむを得ない理由で登校を控えることを希望する児童生徒に対しては、GIGA 端末を活用するなど、健康観察を含めた児童生徒との対話時間の確保に努めるとともに、学習課題の提示や学習成果の回収等の学習支援及び家庭での学習状況の把握などの対応を、保護者と協議した上で行う。

【小・中学校】

1 校外学習について

(1) 修学旅行・自然教室等の宿泊行事

- ・目的地の感染状況、関係自治体の方針を把握するとともに、市内、校内等の感染状況を確認し、感染防止対策を徹底した上で、実施する。

(2) 校外行事

- ・校外行事については、県外への移動を可とする。移動については、感染防止対策を徹底し、できるだけ公共交通機関の利用を避け、やむを得ず公共交通機関を利用する場合には分散乗車や少人数のグループでの利用等の工夫に取り組むこととする。

2 部活動について

- ・中学校における校外活動は、上位大会等及びそれにつながる予選会等に出場する場合を除き、川崎市内での実施とする。
- ・「川崎市立学校の部活動に係る方針」に準拠し、各学校の方針に基づいて活動する。

【市立高等学校】

- ・当面の間は、引き続き朝の時差通学を徹底する。
- ・修学旅行等の宿泊行事については、原則として小・中学校と同様の扱いとする。
- ・部活動については、「川崎市立学校の部活動に係る方針」に準拠し、各学校の方針に基づいて活動する。

【市立特別支援学校】

- ・通学公共交通機関を利用している一部の特別支援学校は、引き続き時差通学とする。
- ・修学旅行等の宿泊行事及び部活動については、原則として小・中学校と同様の扱いとする。
- ・部活動については、「川崎市立学校の部活動に係る方針」に準拠し、各学校の方針に基づいて活動する。(R4/3/22～)

○「市立学校における教育活動ガイドライン」概要版（令和4年4月1日時点）について（再掲）

- ・各学校に「市立学校における教育活動ガイドライン」概要版（令和4年4月1日時点）について」を発出し、保健管理、教育活動、教育課程、学校行事について内容を更新。
- ・令和4年度からの教育活動について要点及び変更点を示した。各学校において、必要に応じて教育活動の一部を変更するよう依頼。

	<ul style="list-style-type: none"> ・市立学校においては、子どもの学びを最大限確保することを前提に、概ね通常の教育活動を感染の状況に応じて段階的にすすめていく。 (R4/4/1~) ○「14版 市立学校における教育活動ガイドライン」(令和4年4月15日時点)について(再掲) <ul style="list-style-type: none"> ・各学校に「市立学校における教育活動ガイドライン」概要版(令和4年4月1日時点)について」を発出し、新年度における教育活動について内容を更新。(R4/4/15) ○職員の感染防止対策の継続(再掲) <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年3月22日付け3川総職第1406号を受けて、令和4年3月28日付け3川教庶第1240号「まん延防止等重点措置の終了に伴う職場での感染拡大防止対策の継続等について(通知)」を局内に周知した。(R4/3/28) ○『「GIGA 端末を活用した家庭での学習の支援」説明動画の視聴について(依頼)』(令和4(2022)年5月23日付け)について <ul style="list-style-type: none"> 各学校に、『「GIGA 端末を活用した家庭での学習の支援」説明動画の視聴について(依頼)』(令和4(2022)年5月23日付け)を発出し、濃厚接触や登校不安で登校できない児童生徒への「家庭における GIGA 端末を活用した家庭での学習の支援」について、作成した動画と今後の支援内容を周知した。内容は次の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ・1日につき2~3時間の授業配信、学習課題の配布・回収、オンラインによる朝の会や帰りの会、ホームルーム等の実施について。 ・オンライン指導受講に際して、事前の同意やオンライン上でのトラブルを防止するための配慮について、保護者の皆様への、ご協力をお願い。
選挙管理 委員会事 務局	<ul style="list-style-type: none"> ○第26回参議院議員通常選挙における感染症対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・各期日前・当日投票所において、消毒液やビニール幕等の感染症対策物品の設置し、選挙人が触れる可能性のある個所の定期的な消毒や、場内の換気等を行うとともに、受付前にエチケットゾーンや一時停止場所を示す足元テープを貼り、誘導・案内を行う人員を配置することで、選挙人間の距離を確保できるように努めるなど感染症対策を実施した。また、各開票所においても、出入口等に消毒液を設置し、従事者のマスク・使い捨て手袋等の着用を徹底するとともに、従事者同士の距離を取るように努めた。なお、各事務従事者に対しては、従事する日の3日前から自宅等で検温を行い、平熱に比べて異常がないか、体調に不安がないかを事前に確認したうえで従事をしていただいた。(R4/6/23~7/10)
人事委員 会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○採用試験及び選考における感染防止対策の実施(再掲) <ul style="list-style-type: none"> ・各試験及び選考会場の入り口等に消毒液を設置した。(令和2年5月9日~) ・筆記試験及び選考会場における受験者同士の身体的距離を確保するため、各会場の受験者数を半数程度減らし、間隔を開けて座席を配置した。会場の都合により十分な距離が確保できない場合は、受験者の間に飛沫防止用のアクリル板を設置した。(令和2年6月28日~) ・体力検査については、上体起こし及び20mシャトルランの種目を中止とした。 (令和2年7月17日~)

	<ul style="list-style-type: none"> ・面接試験については、集団討論を中止とし、個別面接においては受験者と面接官の間にアクリル板を設置して30分ごとに面接室の換気を行い、受験者の入れ替えのタイミングで受験者が触れた箇所の消毒を行う等対策を実施した。（令和2年8月3日～） <p>○オンラインを活用した採用広報の実施（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明会や座談会等について、WEB会議ツールを活用して実施した。（令和2年11月～）
監査事務局	<p>○新型コロナウイルス感染拡大に備えた業務執行体制確保に向けた検討・取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職会議において、業務継続計画等について改めて確認をおこなった。（R4/4/20）
議会局	<p>○議会における対応（再掲含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員が議場や委員会室、正副議長室、議員控室等に入室する際、マスクを着用することを許可した。（R2/2/12～） ・委員会室で開催する常任委員会等は、開会前や開会后適宜小休憩を取り換気を実施することとした。（R2/4～） ・本会議において、議員の定数の半数（定足数：30人）を超える程度に出席者を絞り、各議員は1席ずつ間隔を空けて着席することとした。なお、採決に関する議事は、全議員が本会議場の自席に着席した状態で行うこととした。（R2/4～） ・本会議場に出席していない議員は、控室にてインターネット議会中継を視聴するものとするが、議場の傍聴席において傍聴することも可することとした。（R2/4～） ・本会議において、市長、副市長、総務企画局長及び財政局長は通常どおり出席することとした。それ以外の通常出席を要求している局長等は、提案説明時に説明をする者及び代表質問・一般質問等の発言通告があった者のみの出席とすることとした。なお、市長、副市長、各局長等の理事者席も1席ずつ間隔を空けることとした。（R2/4～） ・本会議場演壇に飛沫防止用のアクリル板を設置した。（R2/9/10～） <p>○傍聴者に対する感染防止対策（再掲含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会議及び常任委員会等の傍聴に際し、マスクの着用、手指消毒液の使用、発熱等風邪の症状のある方や体調不良の方等の傍聴自粛について、ホームページで周知した。（R2/2/27～） ・本会議場及び常任委員会の傍聴席における傍聴人同士の身体的距離を確保するため、当面の間、本会議場においては傍聴の受入人数を定員（100人）の4分の1程度、各常任委員会室においては2人から9人程度（委員会出席者など、状況を考慮して判断）とすることとした。（R2/8/6～） ・傍聴者に対し、非接触温度計（ハンディタイプ）又は非接触温度計・消毒機による検温を行うこととした。（R4/1～）

新型コロナウイルス対策に関する対応状況

健康福祉

○新型コロナウイルス感染症 市内発生状況

- ・本市発表陽性者数：209,054人
- ・死亡者数：356人
- ・感染経路：家族内16,236人、陽性者と接触9,201人、その他6（ライブ、海外渡航等）、不明・調査中183,611人 ※令和4年7月15日公表分迄
- ・市健康安全研究所における検査人数：69,262人、検査数：69,360件 ※7月15日公表分迄
- ・民間検査機関における検査人数：664,863人、検査数：664,906件 ※7月15日公表分迄

○新型コロナウイルスワクチン 接種状況

- ・接種回数：1回目1,212,577回・2回目1,208,260回・3回目900,360回・4回目58,384回・合計3,379,581回
- ・接種率（1～3回目：12歳以上、4回目：60歳以上）：1回目88.73%・2回目88.42%・3回目65.89%・4回目15.42% ※7月15日現在

○川崎市新型コロナウイルス感染症・ワクチン接種コールセンター 24時間対応

- ・令和2年11月2日、神奈川県発熱等診療予約センターが開設したことに伴い、症状があり受診を希望する市民に対して予約センターの案内を行う。令和3年4月1日以降は、症状がある市民にお近くの発熱患者等診療医療機関を直接案内し、市民がより医療につながりやすい体制をとっている。
- ・なおコールセンターは、令和3年4月1日から川崎市新型コロナウイルス感染症・ワクチン接種コールセンターと名称を変え、新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせだけでなく、新型コロナワクチンに関する一般的な問い合わせにも対応している。令和3年5月10日からはコロナワクチン副反応、令和3年7月からはワクチンパスポートの問い合わせ窓口としての役割も担い、幅広く市民の相談窓口として機能している。

○神奈川モデルにおける機能別医療機関の病床確保状況

- ・高度医療機関（重症者対応）3施設 69病床
 - ・重点医療機関（中等症者対応）12施設 389病床
 - ・重点医療機関協力病院（軽・中等症者対応）7施設 27病床
 - ・重点医療機関協力病院（疑似症者対応）20施設 93病床
- ※7/15時点。今後も感染状況を踏まえた病床の確保を図る。

○川崎市中和抗体療法搬送調整センター ※令和3年10月18日から開始

- ・新型コロナの治療薬である中和抗体薬を、本市民により速やか且つ円滑に投与をすることを目的として、「川崎市中和抗体療法搬送調整センター」を設置し、患者と医療機関のマッチングを行っている。
- ・現時点での調整件数は、579件（10/18～7/15）

○高齢者施設等における従事者へのPCR検査の実施

- ・神奈川県が日本財団と協定を結び、令和3年5月14日から令和4年3月31日迄に初回申込を行った、高齢者施設等において希望する従事者について、WEB フォームからの申込により、毎週、無料のPCR 検査の実施を行った。(令和4年4月30日迄)
- 市医師会、市薬剤師会、市看護協会との情報共有及び協力体制の構築
 - ・市内医療関係団体と最新の情報について共有するとともに、ゴールデンウィーク期間中の医療提供体制を確保した。(県内統一的に実施)
 - ・発熱等診療医療機関
 - ・保険薬局
- 発熱患者診療体制の構築
 - ・令和3年4月1日以降、症状がある市民から新型コロナウイルス感染症・ワクチン接種コールセンターに問い合わせがあった際、お近くの発熱患者等診療医療機関を直接案内し、市民がより医療につながりやすい体制をとっている。
 - ・令和3年11月1日以降は、発熱等診療医療機関の情報を市ホームページにも掲載し、市民が医療機関情報によりアクセスしやすい環境を整えた。
- 患者等のPCR 検査実施医療機関等までの搬送支援の実施
 - ・専用車両で民間事業者への委託により搬送を実施
 - ・R2.5/11～R4.7.15の搬送実績は778 営業日で、計3,725 件(1日平均4.78 件)
- 自宅療養者対策
 - ・令和3年12月23日に市医師会、市薬剤師会と地域療養に関する協定を締結し、自宅療養者に対する医療支援体制の強化を図った。
 - ・令和4年度も協定を締結し、継続して実施している。
 - 市医師会：自宅療養者への電話診療、患者宅への往診等
 - 市薬剤師会：自宅療養者の患者宅への薬の配達等
- 生活保護の申請相談の状況
 - ・相談件数 860 件(5/1～5/31)(前年同月件数723 件)
 - ※うち働きによる収入の減少を理由とした相談件数 83 件(9.7%)
 - ・申請件数 315 件(5/1～5/31)(前年同月件数278 件)
- 住居確保給付金制度(家賃補助)
 - ・申請件数 300 件(R4.4/1～6/30)(前年同期間件数 818 件)
 - ・支給決定件数 262 件(R4.4/1～6/30)(前年同期間件数 688 件)
 - ・住居確保給付金専用ダイヤル
 - 受電件数 372 件(R4.4/1～6/30)(前年同期間件数 814 件)
 - ・だいJOBセンターへの新規相談件数
 - 電話受付件数 767 件(R4.4/1～6/30)(前年同期間件数 2,416 件)
 - 来所相談件数 415 件(R4.4/1～6/30)(前年同期間件数 354 件)
- 一時的な資金の緊急貸付
 - ・休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金などの特例貸し付けを、市内社会福祉協議会の窓口(各区福祉パル)において実施
 - ※緊急小口資金、総合支援資金(初回貸付)の申請受付は、令和4年8月末まで
 - 総合支援資金(再貸付)の申請受付は、令和3年12月末まで

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・相談件数 125,344 件、申請受付件数が 34,590 件（緊急小口資金：社協受付分 19,129 件、総合支援資金：初回貸付 14,442 件）となっている。（R2.3/25～R4.6.30） <p>○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金</p> <ul style="list-style-type: none">・社会福祉協議会が実施する特例貸付の利用が終了し、なお生活に困窮している世帯に対し、就労自立や生活保護の受給に円滑につなげるための支援金を支給・申請件数 2,406 件（7月～R4.6月末）・支給決定件数 1,912 件（7月～R4.6月末）・自立支援金コールセンター受電件数 8,977 件（7月～R4.6月末） |
|--|---|